



2026年5月19日

各位

上場会社名 株式会社鶴見製作所
代表者 代表取締役社長 辻本 治
(コード番号 6351 東証プライム市場)
問合せ先責任者 常務取締役 管理部門統括 敦賀啓一郎
(TEL06-6911-2351)

株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催予定の第75期定時株主総会における議案について、2026年4月17日付で、当社株主であるDALTON KIZUNA (MASTER) FUND LPより、株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面を受領して、検討を行ってまいりましたが、2026年5月19日、当社取締役会において、本株主提案に対して反対する旨の意見を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案株主
DALTON KIZUNA (MASTER) FUND LP
2. 提案内容
 - (1) 議題
 - 1 剰余金処分の件
 - 2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件
 - (2) 議案の要領及び提案の理由
別紙「本株主提案の内容」に記載の通りです。
なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から通知されたものを原文のまま記載しております。
3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議題1:剰余金処分の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としましては、本株主提案に「反対」いたします。

(2) 反対の理由

当社グループの水中ポンプをはじめとする製商品は、人々の命を守り、私たちの暮らしを支えるインフラに欠かせないものであり、QCD(品質、コスト、納期)を担保した製商品の安定的な供給が当社グループの大きな使命であると認識しております。その上で、水中ポンプの主要部材であるモ

一タや鋳物部材の内製化を進めるとともに、二酸化炭素排出量の削減や維持管理の省人化といったサステナビリティ課題解決に寄与する、高効率かつ高通過性を持つ製商品(例:水中ノンクログ型スマッシュポンプ BN 型)の開発などに取り組みつつ、成長投資や BCP 投資を実行してまいりました。また、中期経営計画「Transformation 2027」においては、連結営業利益率 10%以上、ROE10%以上の達成を目標として掲げ、国内市場でのプレゼンス向上、グローバル設備市場の攻略と事業拡大や、ものづくりの Re-Engineering、ESG 経営の更なる推進といった、各種課題実現に向けた取り組みを進めております。

当社は 2026 年 3 月 24 日付けで、当社ホームページに「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(更新)」(以下、「3月24日更新版開示」といいます。詳細は(ご参考1)よりご確認ください)を掲載し、当社の資本コストや資本収益性、成長戦略、還元方針、財務戦略等を公表しております。

当社の資本コスト(WACC)は 6%程度であるのに対し、資本収益性については 2026 年 3 月期において過去最高の連結売上高、同営業利益・経常利益を計上したものの、のれんおよび顧客関連資産の減損損失(4,017 百万円)を計上した影響もあり、ROE(実績値)は 5.3%となりました。また、ROIC は 7.2%程度と認識しております。今後も現在進行中である長期経営計画「Tsurumi Vision 2030」及び中期経営計画「Transformation 2027」における各種施策を確実に実行することで、資本コストを上回る収益性を達成し、中長期的な企業価値向上と、株主の皆様ほかステークホルダー各位の利益に資する経営を推進してまいります。なお、本株主提案においては、「過度な内部留保に起因する資本効率の低下」が認められるとして、当社の ROE が ROIC を下回る状況が継続しているとの指摘がありますが、上記のとおり直近の実績においては当社の ROE は ROIC を下回ったものの、少なくとも 2019 年 3 月期以降は安定的に ROE が ROIC を上回る状況を継続できていたものと認識しており、本株主提案の指摘は事実と異なるものと考えております。

そのような前提のもと、当社は水中ポンプのリーディングカンパニーとして、QCD を担保できる生産活動の維持・拡大、生産技術の練磨、グローバルな水中ポンプ市場でのプレゼンス向上といった諸課題を実現するためには、M&A 等を含めた成長投資や、30 年以内での高い発生確率が見込まれる南海トラフ地震のような大規模災害リスクに備えた BCP 投資が不可欠と考えており、相応の財務健全性を維持しつつ、資本効率性の向上や利益還元とのバランスを追求する必要があると考えております。

3 月 24 日更新版開示においては、

- ・水中ポンプ主要部材の内製化推進や生産性向上
- ・グローバル設備市場、鉱山市場の攻略と市場占有率拡大を企図した M&A
- ・太陽光発電や再生可能エネルギーの更なる活用による ESG 経営の推進
- ・グループ基幹システム刷新を含む DX 投資

など、今後 5 年間で 185 億円程度の成長投資並びに BCP 投資を計画していることを公表するとともに、機動的な自己株式の取得や、安定・継続的に累進配当を行っていく方針を表明しております。株主還元を充実していくために、原則として連結損益を基礎として、特別な損益の状態である場合を除き、連結配当性向の水準を 30%程度とし、基本的には減配をせず、安定的・継続的な利益還元に努めてまいります。

当社は 2026 年 3 月期の期末配当金を前期より 1 円増配となる 1 株当たり 16 円とすることを公表(2025 年 11 月 12 日)しており、一株当たりの年間配当金は 29 円、配当性向は 27.0%となります(当社は、2025 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割しております)。自己株式の取得につきましても、2026 年 5 月 12 日に開示(取得し得る株式の総数:120 万株(上限)、株式の取得価額の総額:25 億円(上限)、取得期間:2026 年 5 月 13 日~2026 年 11 月 11

日)しておりますように、中長期的な株主還元の観点から適時適切に実施してまいります。

なお、当社の2026年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が5,160百万円である一方、既に公表済の配当金や自己株式取得額を合わせると、株主還元総額は2,379百万円、総還元性向で46.1%となります(株主還元の実績につきましては、2019年3月期より増配を続けており、自己株式取得につきましても時宜を捉えた上で実施しております。詳細は下記(ご参考2)をご参照ください)。

本株主提案による剰余金処分は、当社が掲げる「次の100年」を見据えたサステナブルな経営方針(事業基盤をシンカさせ、より強固な企業へと変革する)にはそぐわず、当社の財務安定性や投資財源を損ない、成長投資やBCP投資、人的資本投資、スマッシュポンプのような新しい市場を創出できる魅力ある新製品や新装置の研究開発投資の停滞を招き、中長期的な経営計画の達成を阻害し、収益基盤を弱体化させる恐れがあり、結果として株主の皆様ほか幅広いステークホルダーの利益に繋がらない可能性があるものと考えております。

以上より、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(ご参考1)「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(更新)」

https://www.tsurumipump.co.jp/ir/management/governance/pdf/20260324_cgr.pdf

(ご参考2) 株主還元の状況

株主還元の状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
一株当たり年間配当金(円)	20	22	25	27	29
配当金支払額(百万円)	998	1,081	1,230	1,315	1,391
自己株式取得額(百万円)	202	806	28	1,449	987
株主還元総額(百万円)	1,201	1,887	1,258	2,765	2,379
配当性向(連結)	20.8%	17.3%	14.8%	15.1%	27.0%
総還元性向(連結)	24.9%	30.1%	15.2%	31.5%	46.1%

※当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割しており、表中の数値は調整済みのものとなります。

議題2:定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としましては、本株主提案に「反対」いたします。

(2) 反対の理由

定時株主総会における議決権行使の基準日および定時株主総会の開催時期の変更にあたっては、法定監査の日程、法定開示書類の開示時期、招集通知発送の時期、配当の基準日との関係、配当支払いに関する事務への影響等、諸般の事情を踏まえ、総合的な見地から判断する必要があると考えております。また、当社の取締役任期を勘案のうえ、事業年度終了後、速やかに新事業年度の役員体制を確立し、株主の皆様のご意見等をお聞きすることが重要と考えております。

当社はコーポレートガバナンス・コードに基づき、株主総会の活性化や議決権行使の円滑化に向けた各種取り組みを進めております。具体的には、株主総会招集通知の早期の電子提供措置実施および発送、議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳など、株主の皆様の権利が実質的に確保されるよう対応しております。

議決権の基準日の変更につきましては、そのような対応が一般的ではない現状においては、株主の皆様のご混乱を招く懸念等もあり、ご提案の定款変更をする必要はないものと考えております。

以上より、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

【別紙】「本株主提案の内容」

第1 提案する議題

- 1 剰余金処分の件
- 2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 剰余金処分の件

(1) 議案の要領

① 配当財産の種類 金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株当たり 68 円から当社提案配当金額を控除した金額を当社提案配当金額に加えて配当する。

当社提案配当金額とは、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金の処分に関する議案に基づく普通株式 1 株当たり配当金額のこととする。また、第 75 期 1 株当たり当期純利益金額に 50% を乗じた金額について小数点以下を切り捨てた金額(以下、「実績 EPS の 50% 相当額」) から、当社中間配当金 13 円 (2025 年 10 月 1 日の株式分割考慮後の数値) を控除した金額が 68 円と異なる場合には、冒頭の 68 円を実績 EPS の 50% 相当額から中間配当金 13 円を控除した金額に読み替えることとする。

配当総額は、上記普通株式 1 株当たりの配当金額に 2026 年 3 月 31 日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額とする。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の開催日の翌営業日

なお、本議案は、本定時株主総会に会社側の剰余金の処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

(2) 提案の理由

弊社は、以下の理由から、事業機会を毀損することなく当社が本提案に係る株主還元(実質、配当性向 50%) を実施することは可能であり、かつそれが全ての株主の利益に資するものと考えます。

第一に、将来の事業再投資に必要な資金を考慮しても、当社は十分な余剰資金を有しています。当社は安定した収益基盤を有しており、将来の再投資に必要な資金についても、将来キャッシュフローの範囲内で賄うことが可能です。

第二に、過度な内部留保に起因する資本効率の低下が認められます。当社の ROE は ROIC(税引後営業

利益÷純事業資産)を下回る状況が継続しており、資本の有効活用という観点で課題があります。また、株価は一株当たり内在価値を下回る水準で推移しており、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営」の対応は十分とは言えません。実際、当社の株価純資産倍率は概ね1倍前後で推移しており、当社が有する技術等の無形資産の価値は、株価において著しく過小評価されています。さらに、同業他社と比較しても、株価純資産倍率、株価収益率、EV/EBITDA倍率といった主要指標において、相対的に低位に評価されています。

第三に、株式流動性の制約です。当社は株式流動性の制約により、株主還元策として機動的な自社株買いを採用しにくい状況にあると考えられます。一般に、株価が割安な場合には自社株買いは一株当たり価値(利益、純資産、配当)を高める有効な手段ですが、流動性の制約によりこれを十分に活用できない場合には、配当による株主還元を強化することは適切であると考えます。

以上を踏まえ、株価が割安である限り可能な範囲で機動的な自社株買いを継続しつつ、本提案の増配を実施することが、株主に報いる最善の株主還元政策だと考えます。

2 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第14条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2 (新設)</u>	(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月15日とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値および資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

以上